

平成22年（行ウ）第2号  
原告 奥村悦夫 外6名  
被告 今治市 外5名

## 準備書面（28）

2011年10月24日

松山地方裁判所 御中

### 「被告 準備書面（2）」の『第5 会議における決定の仕方について』に対する反論

被告は、原告「準備書面（17）」への反論として用意されたと思われる、「第5」の項の結論として、以下のように主張する。

「つまり、各種資料を参考にするとは、会議において、その資料の全部を取り出し、その逐一を発言し議論することではない。」（被告「準備書面（2）」3～4ページ）

原告「準備書面（17）」を、正確かつ誠実に読み返して、確認していただきたい。

原告は、「各種資料を参考にするとは、会議において、その資料の全部を取り出し、その逐一を発言し議論することである」、あるいは、「議論しなければならない」などとは一切述べてはいない。

ここでも被告は、原告の主張を曲解、あるいは捏造し、被告自らが作りだした「原告の主張」に対して、反論する形をとっている。

そもそも、「準備書面（17）」は、被告「準備書面（1）」の、以下の主張に対する反論として書かれたものである。

教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、さらに愛媛県教育委員会の選定資料を参考資料として用い、教育基本法の基本理念に則った視点からの各教育委員らの意見を述べたうえで、地教行法第13条第3項の規定により多数決により採択を決したものであり、なんら教育委員らの私的な個々人の好みや独善性に基づき恣意的に決定したのも、法令や文科省初等中等教育局長通知（原告らの準備書面（8））に反するものでもない。

以上のとおり、教育委員会が行った採択は、法律の定めるところにより、その裁量の範囲内で行ったものである。(※ ①)

つまり、被告自らが、「調査報告書」等を「参考資料として用い」、「教育基本法の基本理念に則った視点からの各教育委員らの意見を述べたうえで」「採択を決した」と主張したことに対し、原告らは、当該会議の内容に対する具体的検証に基づいて、以下の結論を、立証したのである。

「一」から明らかなように、教育委員らは、当該「教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、愛媛県教育委員会の選定資料を参考資料として用い」ることをせず、「教育基本法の理念に則った視点からの各教育委員らの意見を述べ」ず、また「学校教育法」「学習指導要領に示す目標」「今治市教科書採択基本方針」「今治市教育委員会基本方針」にも則らず、「教育委員らの私的な個々人の好みや独善性に基づき」、独断かつ「恣意的に」、採択教科書を「決定した」のである。

(準備書面 (17) 16 ページ)

しかし、被告は、本来ならば、上記の結論に到る、原告の立証過程に対して具体的な反証をし、被告「準備書面 (1)」における上記の主張の正しさを、再度、主張すべきところであるにもかかわらず、その作業は、全く行なってはいない。

このことは、被告が、原告の立証過程及び立証内容に対する反論・反証を行ない得なかったことを意味している。

そして、あろうことか、上記、被告の本来の主張 (※ ①) と矛盾する、以下のような主張を、この「準備書面 (2)」で行っているのである。

ただし、会議において用いる資料は、いかにそれが重要なものであろうとも、極端に言えば、各委員が意思決定をするに際し用いる資料にすぎない。自己の意思決定に当たって、その資料を読み込んだ結果、どのように評価し、自らの意見を作り出していくかは、各委員の資質である。(3 ページ)

「調査報告書」や「採択協議会の結論」などの「資料」は、「各委員が意思決定をするに際し用いる資料にすぎない」のだろうか？

このことを検討するにあたり、「準備書面 (17)」他で、再三、示した「文科省初等中等教育局長通知」を再録することとする。

「教科書の採択は〔略〕教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。

〔略〕

教科書採択は、採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正

な採択の確保を徹底するようお願いします。〔略〕 』

ここに明瞭に記されているのは、教科書の採択は「教科書の内容についての綿密かつ十分な調査研究に基づき適切に行なわれなければならない」ということである。

その「調査研究」の結果が、「調査報告書」であり、「採択協議会の結論」である。

一方、教育委員らは、独自で「教科書の内容についての綿密かつ十分な調査研究」を行なってはいないばかりか、何度も紹介したように、小田委員長自ら「すべての教科の教科書に目を通すことは、物理的に無理」であることを、公的に認めているのである（2009年4月30日／第9回教育委員会）。

以上のことを踏まえれば、委員らが、採択を「適切な手続により行」なうためには、上記「資料」に基づくしかない。

逆に、上記「資料」に基づかない、あるいは尊重しない採択は、「適切な手続」に則っていない採択であることを意味している。

上記「資料」類は、教科書採択において、これほどまでに重要な位置を占めるものなのである。

したがって、これら「資料」は、「各委員が意思決定をするに際し用いる資料にすぎない」ものなどではない。

また、「各委員の資質」なるものによって「自らの意見を作り出していく」ために用いるためのもの、という位置づけのものなどでもない。

上記「資料」は、委員らが、採択に当たって、まさに、基づかなければならないところのものなのである。

しかし、「準備書面（2）」における被告の主張によれば、被告にとっての「資料」は、「各委員の資質」によって、いかようにも使われ、「評価」されるものであり、明らかに、委員の「資質」に左右され、従属するものとして位置づけられている。

まさに、「各委員が意思決定をするに際し用いる資料にすぎない」のである。

つまり、被告の見解では、「資料」は、「各委員の資質」によって、「恣意的に」使われる位置にある。

以上のような、「調査報告書」や「採択協議会の結論」を「単なる参考資料」の位置に置く被告の「採択方法」は、「綿密かつ十分な調査研究に基づ」いて「適切な採択」を行なわなければならないとする、上記「文科省通知」に明らかに反しているものである。

以上、被告における、教科書を採択—決定するに当たっての「調査報告書」や「採択協議会の結果」の位置づけの過ち、不正・違法を見てきた。

このような、「資料」の違法な位置づけは、被告らが、実際に、「調査報告書」「採択協議会の結論」を全く無視して当該採択を行なった＜事実＞に、ぴったりと符合している。

また、以下の再録内容からも明らかなように、被告らは、採択過程の出発時から、「調査報告書及び採択協議会の結論」を「参考資料として（さえ）用い」るつもりはなかったのである。

つまり、「準備書面（２）」における、被告の上記「資料」に対する位置づけは、教育委員らによる「調査報告書及び採択協議会の結論」を全く無視した「恣意的・独断的採択」が、単に、結果としてそうなったというレベルのものでは決してなく、明白な「確信犯」的採択であったことを、自ら明示しているものである。

以下、教育委員らが、採択過程の出発時から「調査報告書及び採択協議会の結論」を「参考資料として（さえ）用い」るつもりはなかったことを立証した「原告 準備書面（１７）の一の②」の結論部分を再録して、「被告 準備書面（２）の第５」への反論を終えることとする。

以上から明らかなように、教育委員らは、当該採択過程の当初から、「調査報告書」を作成し、また「採択協議会」を構成する学校現場の先生等の志向・影響力を完全に排したところでの、委員らの独断だけでの採択をもくろんでいたのである。

それは、すでに、２００９年までの採択経過や採択関連資料によって、「調査報告書」の作成や「採択協議会」を構成する学校現場の先生らが、小田委員長らとその採択をもくろむ扶桑社版教科書に対して、とても低い評価しか与えていないことを熟知していたからである。

つまり、「調査報告書及び採択協議会の結論」（被告 準備書面（１）５ページ）の規定力を逃れ、「教科書採択協議会での審議を勘案」（「今治市教科書採択基本方針」）することを完全に拒否しないかぎり、今治市教育委員会において、小田委員長らの望む扶桑社版教科書を採択することはできない採択システム・状況が、小田委員長らの前に、厳然と存在していたのである。

したがって、「教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、さらに愛媛県教育委員会の選定資料を参考資料として用い」ないで「採択を決」する（被告 準備書面（１）５～６ページ）ことは、小田委員長らが扶桑社版を採択するためには避けて通ることのできない「採択方法」であったのであり、それは、採択過程の出発時から予定していた「方法」なのである。

以上